

催し物等における

火気器具等の使用について

催し物の開催などで露店等を開設する際、**対象火気器具等**を使用する場合は、**苅田町火災予防条例**によって消防署へ露店等開設届出書の提出、及び対象火気器具等の取扱いが定められています。

〔近親者とのバーベキューや園児とその父母のみが〕
〔参加する保育園等での餅つきなどは対象外です〕



対象火気器具等とは

「火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生の恐れのある器具」
となっており、指定された分類と具体例は次のとおりです。

発電機、木炭を使用したバーベキューコンロ
たこ焼き、鉄板焼き、フライヤー、五徳
カセットコンロ、炊飯器、電子レンジ
電気コンロ、保温器、高温になる照明等



消火器を準備！

対象火気器具等を使用している店舗ごとに、3型以上の消火器1本を準備してください。（※住宅用消火器、エアゾール式消火器や期限切れの消火器は認められません）



※消火器は、原則として対象火気器具等を取り扱う者が準備する

対象火気器具等を使用しない
露店等には消火器は必要ない

ガソリン・ガス等の取扱いにおける注意事項！

ガソリンは引火点が低く、揮発性が高いことから可燃性蒸気が広範囲に広がりやすいため、ガスと同じく小さな火源や静電気でも容易に火災に至ります。

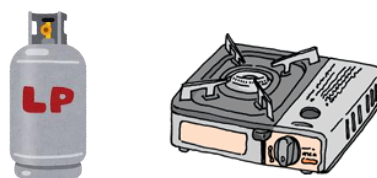
ガソリン

- 保存、取扱いは消防法に適合した**金属製**容器を使用すること
- 容器や発電機は火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない風通しの良い場所で使用、保管すること
- 容器開口前には圧力調整ネジを開放し圧抜きを行い、蓋の吹き飛びやガソリンの吹きこぼれを防止すること（**高温になる夏場は特に注意！！**）
- 注油時等に漏れ、あふれが起きないように、十分取扱いに注意すること
- 発電機等の稼働中に注油しないこと
- 稼働中の発電機にガソリン容器からホースをつないで補給する装置は大変危険なので使用しないこと
- 燃料タンク、容器の蓋は必ず閉じること



ガス

- ゴムホースは接続部分をホースバンド等で確実にしめつけること
- ゴムホースはひび割れや劣化のないものを使用すること
- ガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、転倒防止措置を施すこと



コンロ等

- 可燃物の台上等では使用しないこと
- 周囲に可燃物を置かず、整理整頓をおこなうこと（周囲の可燃物が熱にならない距離をおく）
- 地震等が起きても容易に転倒、落下しない場所で使用すること
- カセットコンロを2つつなげて使用するなど、不適切な使用をしないこと
- 故障、破損等があるものは使用しないこと
- 使用中に移動させないこと



その他

- 現場責任者は事前に露店開設者に消火、通報、避難について説明しておきましょう。
- もし火災が起きたら直ちに消火器で初期消火するとともに、消防署に通報し周囲の客や従業員を避難させましょう。